

麻生区危機管理推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 麻生区における危機管理に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、麻生区危機管理推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に係る計画等（マニュアルを含む）の策定及び施策の進行管理に関すること。
- (2) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、副区長を除く部長級職員及び課長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が、職務等の事由により招集できないときは、副委員長が代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、危機管理担当において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。